

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許の単位）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に 関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）によ るものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八条に規定する臨 時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、 コミュニティ放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員 会規則第十号）別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。 以下同じ。）、外国語放送（同表（注）十の外国語放送をいう。）、 受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分</p> <p>6～9（略）</p>	<p>（免許の単位）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に 関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）による ものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八条に規定する臨 時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、 コミュニティ放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員 会規則第十号）別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。 以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則別表第五号（注）十三 の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基 幹放送の区分</p> <p>6～9（略）</p>